

## 参考資料：「不動産登記法の改正と問題点」

作成者 九州大学大学院法学研究院教授 七戸克彦

(図表 1) 改正の目的

清水響（編著）『一問一答・新不動産登記法』（商事法務，2005年）		
2頁「Q1 今回の不動産登記法の改正の目的は何ですか。」	3頁「Q2 今回の改正における主要な改正点は何ですか。」	
① 電子政府構想（e-Japan 戦略）	オンライン申請の導入	1 オンライン申請の導入（18条）
		2 出頭主義の廃止
		3 登記済証→登記識別情報（21条，22条）
		4 保証書→事前通知+資格者代理人による本人確認（23条）
		5 登記原因証書→登記原因証明情報（61条）
② コンピュータ庁への移行の進捗	磁気ディスク登記簿への一本化	6 紙の登記簿を念頭に置く従来の規定の仕方，磁気ディスク登記簿を前提とする規定に改める（2条9号，12条）
③ 地図整備の必要性	地図等の電子化	7 地図等についても，制度上，電磁的記録に記録することを可能にしておくこと（14条6項）
④ 法制度全般の現代語化の要請	法文の現代語化	8 片仮名文語体の法文のすべてを現代語化すること
		(注) その他の改正事項
		(9) 予告登記（旧法）3条の廃止
		(10) 登記官による職権更正手続の整備（67条2項ただし書）
		*以下，河合芳光『逐条・不動産登記令』（きんざい，2005年）14頁の挙げるもの
		[11] 審査請求手続の合理化（129条1項）
		[12] 不動産番号（新法27条4号）
		[13] 登記官の除斥事由の変更（10条）
		[14] 補正の手続の変更（25条ただし書）
		[15] 旧法49条2号却下事由（「事件カ登記スヘキモノニ非サルトキ」）の内容の具体化（25条2号・3号・13号）

(図表 2) 新法の問題点

① 政省令および実務の運用への広汎な委任	(a)	政省令への広汎な委任
	(b)	実務への広汎な委任
② 改正内容の不徹底	(c)	オンライン申請の不完全性
	(d)	オンライン申請以外の懸案事項の不変更
	(e)	旧法の条文・文言の意味を十分に吟味・検討することなく削除・改変
③ 法改正に対する国民の理解・共感の欠如	(f)	電子政府構想（e-Japan 戦略）に対する一般国民・専門資格者の無理解